

インキュベーションプログラムQ&A				質問	回答
No.	大分類	中分類	小分類		
1.0.1	1.趣旨・目的	0.全体		応募要領にある、産学共同実用化促進事業(出資事業)とは何ですか。	平成24年度の補正予算として4大学(京大、東大、阪大、東北大)に出資金及び特別運営費交付金が交付され、産業競争力強化法に基づき各大学が特定研究成果活用支援事業者(京大においては京都大学イノベーションキャピタル株)を通じて、研究開発成果の事業化・実用化を行うベンチャー企業等に投資を行う事業のことで。
1.0.2	1.趣旨・目的	0.全体		「京都大学における研究成果の事業化」とは特許など知的財産権が必要ということでしょうか。	特許等の知的財産権は必ずしも必要ありません。
1.0.3	1.趣旨・目的	0.全体		「ベンチャーキャピタルからの資金調達を目指すプロジェクト」とありますが、このベンチャーキャピタルは京都大学イノベーションキャピタルのことを指すのでしょうか。	京都大学の出資事業として京都大学イノベーションキャピタル株が運用する「イノベーション京都2016投資事業有限責任組合」を通じた投資を行いますので、まずはそこを目指していただくことを想定していますが、他のベンチャーキャピタルからの投資受入れ意向を否定するものではありません。
2.0.1	2.支援対象	0.全体		事業化推進責任者又は研究開発責任者は兼任できますか。	事業化推進責任者と研究開発責任者の兼任はできません。必ず2名での申請が必要となります。
2.1.1.1	2.支援対象	1.事業化推進責任者	1.区分A(法人)	申請者区分Aの場合、「京都大学における研究成果の事業化を目指す法人」自体がベンチャーキャピタルの資金調達を目指す必要があるのですか。	必要となります。ただし、本インキュベーションプログラムの出口として新たな法人を設立し、新会社が出資を受け入れ事業を実施しても問題ありません。
2.1.1.2	2.支援対象	1.事業化推進責任者	1.区分A(法人)	申請者区分Aの場合、「京都大学における研究成果の事業化を目指す法人」は株式会社でないといけませんか。	特に株式会社である必要はありませんが、ベンチャーキャピタルからの投資を受けるためには、ファンド期間内に法人の株式等の処分による資金回収が可能である必要があります。
2.1.1.3	2.支援対象	1.事業化推進責任者	1.区分A(法人)	申請者区分Aの場合、「京都大学における研究成果の事業化を目指す法人」は外国法人も対象となりますか。	対象となります。
2.1.1.4	2.支援対象	1.事業化推進責任者	1.区分A(法人)	代表取締役以外の役員名での応募は可能ですか。	応募できません。
2.1.1.5	2.支援対象	1.事業化推進責任者	1.区分A(法人)	すでに京都大学との間で共同研究契約を締結している法人であっても対象となりますか。	対象となります。
2.1.1.6	2.支援対象	1.事業化推進責任者	1.区分A(法人)	既にベンチャーキャピタルから投資を受けていますが、申請可能でしょうか。	原則申請できませんが、出資事業支援部門にご相談ください。 なお、下記①及び②に該当する場合は申請可能です。 ①本プログラムで実施する製品・サービス等の研究開発や事業化活動(以下、申請テーマ)が、VC等から出資を受けた資金で実施している製品・サービス等の研究開発や事業化活動(以下、投資対象テーマ)と明確に区別することができる。 ②VC等が出資した資金の使途が、投資対象テーマに限定されている。 なお、②について確認できる資料の提出を求められる場合があります。
2.1.1.7	2.支援対象	1.事業化推進責任者	1.区分A(法人)	現在、ベンチャーキャピタルから投資を受ける交渉を行っているところですが、申請可能でしょうか。	申請時点において申請テーマに対する投資がVC等において決定している場合には、申請できません。また、申請時点において投資が決定していない場合でも、インキュベーションプログラムの助成期間開始日前に投資実行された場合には、採択を取り消します。
2.1.2.1	2.支援対象	1.事業化推進責任者	2.区分B(個人)	年齢制限はありますか。	申請者は20歳以上とさせていただきます。
2.1.2.2	2.支援対象	1.事業化推進責任者	2.区分B(個人)	現在、京都大学とは無関係のベンチャー企業を経営していますが、個人としての申請資格はありますか。	応募可能です。
2.1.2.3	2.支援対象	1.事業化推進責任者	2.区分B(個人)	現在、企業の従業員として雇用されており、企業側では兼業が認められています。企業に籍を置いたまま、個人として申請することは可能ですか。	応募可能です。
2.1.2.4	2.支援対象	1.事業化推進責任者	2.区分B(個人)	現在、個人事業主として働いています。現業を一部継続しながら、個人として申請することは可能ですか。	応募可能です。
2.1.2.5	2.支援対象	1.事業化推進責任者	2.区分B(個人)	現在、京都大学で非常勤で働いています。現在の雇用を継続しながら、現業の勤務時間外を活用して個人として申請することは可能ですか。	応募可能です。
2.1.2.6	2.支援対象	1.事業化推進責任者	2.区分B(個人)	申請者区分Bで応募時に就業している場合、就業先に籍を置いたまま、京都大学に Outreach プロジェクトに参加することは可能ですか。	可能です。
2.1.2.7	2.支援対象	1.事業化推進責任者	2.区分B(個人)	申請者区分Bで京都大学の職員となる場合、就業開始日はいつになるのでしょうか。	原則としてプロジェクト開始日が就業開始日となりますが、応相談とさせていただきます。
2.1.2.8	2.支援対象	1.事業化推進責任者	2.区分B(個人)	申請者区分Bの事業化推進責任者として複数名で応募することは可能ですか。	複数名での応募はできません。
2.2.1	2.支援対象	2.研究開発責任者		以前京都大学で教員をしていました。当時の研究成果を事業化したいと考えていますが、プログラム期間中に雇用契約期間が満了する予定です。採択時点で京都大学に在籍していれば問題ないでしょうか。	本プログラムの研究開発責任者は、京都大学の教職員である必要があります。ただし、京都大学在籍時の研究成果を活用して起業した場合、京都大学イノベーションキャピタル株の投資対象からは除外されません。
2.2.2	2.支援対象	2.研究開発責任者		現在京都大学で教員をしており、本学での研究成果を事業化したいと考えていますが、プログラム期間中に雇用契約期間が満了する予定です。採択時点で京都大学に在籍していれば問題ないでしょうか。	研究開発責任者については、京都大学の教職員である必要があります。雇用期間満了後、研究開発責任者を交代(別の教職員)してプログラムを継続できる体制であれば申請可能です。
2.2.3	2.支援対象	2.研究開発責任者		京都大学所属の教職員には、名誉教授・客員研究員等は含まれますか。	含まれません。
3.1	3.助成金額			年間最大3,000万円とされていますが、資金計画で申請した金額が助成の上限となるのでしょうか。	上限となります。申請した金額が満額認められない事があります。
4.1	4.助成期間			助成期間は1年間とありますが、1年未満のプロジェクトも対象になりますか。	対象となります。
4.2	4.助成期間			計画の実行が遅れた場合など、1年間でプロジェクトが完了しなかった場合に、助成期間を延長することは可能ですか。	原則、できません。ただし、状況に応じてご相談いただくことは可能です。一度、出資事業支援部門までご連絡ください。詳細をご説明願います。

No.	大分類	中分類	小分類	質問	回答
5.1	5.採択件数			採択件数は年間何件くらいを予定していますか？	年間で3～5件程度の採択を予定しています。
6.1.1	6.募集期間と応募方法	1.募集期間		募集期間最終日、受付終了時刻はいつですか？	出資事業支援部門の電子メールアドレスに募集期間最終日17:00<日本時間>までに受信した申請書類を受け付けます。
6.2.1.1	6.募集期間と応募方法	2.応募方法	1.申請書類	応募にあたって提出した書類は審査後に返却されますか？	応募提出書類は返却いたしません。
6.2.2.1	6.募集期間と応募方法	2.応募方法	2.併願	GAPファンドプログラムとの併願は可能ですか？	同一事業化シーズを用いてのGAPファンドプログラムとインキュベーションプログラムの同時期の併願は認めていません。GAPファンドは研究成果の実用性を検証するためのプログラムであり、インキュベーションプログラムは実用性検証済みの研究成果について事業化を支援するプログラムです。
6.2.2.2	6.募集期間と応募方法	2.応募方法	2.併願	同じ事業化シーズを用いて、他の学内助成金や外部資金と併願は可能ですか？	可能です。ただし、選定の際には重複調査を実施します。
6.2.3.1	6.募集期間と応募方法	2.応募方法	3.その他	応募できるのは1度きりですか？	複数回の申請が可能です。
7.1.1	7.審査方法	1.一次審査		一次審査の結果はいつ、どのような形で通知されますか。	応募締切から約2～3ヶ月後にメールで通知します。
7.2.1	7.審査方法	2.二次審査		二次審査の日程はいつですか？	応募締切から約3～4ヶ月後に実施します。一次審査の結果通知から概ね3週間の間隔を設けます。
7.2.2	7.審査方法	2.二次審査		申請者区分Aで申請し、申請者が代表を務める会社とは別の新会社を設立し事業を実施する場合(例えば既存企業からのスピニングアウト)、実際には申請者が代表を務める会社の従業員がプロジェクトを推進することが想定されます。このような場合でも、審査にあたっては申請者である事業化推進責任者がプレゼンテーションを実施する必要がありますか？	二次審査では、原則、経営者候補の方が主体となってプレゼンテーションを行って頂きます。技術面の説明については、研究開発責任者がプレゼンテーションを行って頂くことも可能です。
7.2.3	7.審査方法	2.二次審査		二次審査のプレゼンテーションについて、最低限含めるべき内容や資料の様式・時間制限等がありますか？	一次審査結果通知時にお伝えします。
7.2.4	7.審査方法	2.二次審査		二次審査の出席者に制限はありますか？	原則として事業化推進責任者と研究開発責任者の2名としますが、人数を追加したい場合等については別途ご相談に応じます。なお、プレゼンテーション及び質疑への応答は、事業化推進責任者が主体となって行ってください。
7.3	7.審査方法	3.審査結果		審査の内容は公表されるでしょうか	審査の内容については公表いたしませんので、ご了承ください。
8.1.2.1	8.プロジェクト実施	1.事業化推進責任者の位置づけ	2.区分B(個人)	申請者区分Bで、事業化推進責任者が採択後京都大学の職員となる場合、具体的にはどのような雇用形態となりますか。	雇用時間等を相談のうえ決定させていただきます。
8.1.2.2	8.プロジェクト実施	1.事業化推進責任者の位置づけ	2.区分B(個人)	申請者区分Bで、事業化推進責任者が採択後京都大学の職員となる場合、給与等の人件費は本プログラムの経費として支出されるのでしょうか。	申請者区分Bの場合、事業化推進責任者の人件費を本プログラムの経費として支出することになります。
8.2.1	8.プロジェクト実施	2.実施計画書		実施計画書は定まった様式があるのでしょうか？	定型の様式があります。採択後、実施計画書の作成を依頼させていただきます。
8.2.2	8.プロジェクト実施	2.実施計画書		実施計画書は提出後に修正することは可能ですか？	プロジェクトの進捗に当たって、実施計画書を大幅に見直す必要がある場合には、実施計画書の修正を行うことが可能です。その際は出資事業支援部門に対し、計画修正に関する説明を行い同意を得てください。
8.2.3	8.プロジェクト実施	2.実施計画書		申請者区分Bで人件費を本プログラムの経費として支出する場合、資金計画を立案する上で金額の見積はどのようにすればよいでしょうか？給与水準等について事前に協議させていただくことは可能でしょうか？	見積について、協議が必要な場合は出資事業支援部門にご相談ください。給与水準について、事前に協議可能です。
8.2.4	8.プロジェクト実施	2.実施計画書		記載する経費の金額は税込・税抜どちらですか？	上限金額3,000万円は税込金額となりますので、税込金額で御記載ください。
8.3.1	8.プロジェクト実施	3.経費執行		経費執行は全て事前に見積書を提出する必要があるのですか？	全てを事前に提出する必要はありません。(手続きについては、採択後ご連絡させていただきます。)
8.3.2	8.プロジェクト実施	3.経費執行		実施計画書では予算として見込んでいなかった経費は執行できないのですか？	事業化に必要な経費であれば、執行可能です。出資事業支援部門にご相談ください。
8.3.3	8.プロジェクト実施	3.経費執行		申請者区分Aの場合、事業化推進責任者が使用できる経費にはどのようなものがあるのでしょうか？	本研究開発責任者の研究開発費として使用できます。事業化推進責任者が自己の事業として直接的に使用できる経費はございません。
8.3.4	8.プロジェクト実施	3.経費執行		助成金で取得した資産の取り扱いはどうなりますか？	本経費で取得した資産は京都大学の資産となります。なお、申請区分Aにおいては、京都大学と事業化推進責任者が代表を務める法人との間(又は申請区分Bで本学において就業せずに個人で参画する場合は、京都大学と事業化推進責任者との間)で、大学における資産の使用、収益、処分等を定めた所定のルールに則り、有償で、当該法人(又は個人参画する事業化推進責任者)による当該資産の使用等が可能となる場合があります。<研究開発や試作品作成に限る>
8.3.5	8.プロジェクト実施	3.経費執行		助成金で取得した資産を使って製品を製造・販売することは可能ですか？	本経費で取得した資産は京都大学の資産となりますので、当該資産を使って販売目的の製品を製造・販売することはできません。
8.3.6	8.プロジェクト実施	3.経費執行		助成金で取得した資産をプロジェクト期間中又は終了後に、事業化推進責任者が代表を務めるベンチャー企業に売却等を行うことは可能ですか？	本学の業務に支障が無いと判断した場合は、有償で譲渡若しくは賃貸借することができます。この場合、当該資産を用いた製品の製造・販売は可能です。
8.3.7	8.プロジェクト実施	3.経費執行		間接経費の支出は可能ですか？	間接経費は措置していません。
8.4.3.1	8.プロジェクト実施	4.進捗・実績報告	1.期間中	事業の進捗について、どのように情報共有するのでしょうか	インキュベーションプログラム進捗状況連絡会を約3ヶ月毎に開催し、情報共有頂きます。
9.1	9.申請書提出先・問い合わせ先			問い合わせはメールでも電話でも受付られますか？	問い合わせは原則メールでお願いします。問い合わせ内容を確認し、こちらからお電話差し上げる場合もあります。

No.	大分類	中分類	小分類	質問	回答
9.2	9.申請書提出先・問い合わせ先			応募するに当たり、事前相談を行うことは可能ですか？	産官学連携本部出資事業支援部門に事前相談を行うことが可能です。
10.1	10.その他	1.成果の帰属		プロジェクトの成果として得た知的財産権は誰に帰属しますか？	発明等への貢献度に応じて持分を決定することになります。
10.2	10.その他	2.継続が問題となるケース		インキュベーションプログラムの助成期間中に、ベンチャーキャピタルから出資を受けることは可能ですか？	可能です。ただし、ベンチャーキャピタルから事業遂行に十分な資金調達を受けたと判断した場合には、インキュベーションプログラムを終了する場合があります。
10.3	10.その他	2.継続が問題となるケース		インキュベーションプログラムの申請・採択時点では申請期間を通して京都大学に在籍できる予定でしたが、プログラム期間中に京都大学との雇用契約が終了してしまいました。後任の研究開発責任者を立ててプロジェクトを継続することはできますか？	ご相談に応じます。詳細をご説明ください。
10.4	10.その他	2.継続が問題となるケース		事業化推進責任者が一身上の都合により、プロジェクトを継続することができなくなりました。後任の事業化推進責任者を立ててプロジェクトを継続することはできますか？	ご相談に応じます。詳細をご説明ください。